

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 7 年 7 月 18 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 業務内容

- (1) 業 務 名 農道施設カルテシステム開発業務
- (2) 業務内容 農道施設カルテシステム開発業務仕様書（別添 1）のとおりに
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日まで
- (4) 契約限度額 7,370,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案の公告日から委託候補者が選定される日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 岡山県役務の提供に係る入札参加資格者名簿（以下「役務の入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (7) 役務の入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「8 情報・通信サービス」、小分類が「2 システム等開発・改良」及び「3 システム等管理運営」並びに「9 その他」に登録があり、格付区分が「A」であること。
- (8) 役務の入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地（本店・支店・営業所等）が岡山県内であること。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称、及び契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県農林水産部農村振興課

電話：(086) 226-7438 / FAX：(086) 224-1109

メールアドレス：noson@pref.okayama.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/55/>

4 技術提案参加手続等

(1) 仕様書及び様式等の配布期間及び場所

仕様書及び様式等を次のとおり配布する。

- ア 配布期間 令和7年7月18日(金)から令和7年7月28日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- イ 配布場所 上記3の場所に同じ。
なお、岡山県農林水産部農村振興課ホームページからもダウンロードできる。

(2) 技術提案参加資格確認申請書等の提出

技術提案に参加しようとする者(以下「技術提案参加者」という。)は、次のとおり参加申込みを行わなければならない。

- ア 提出書類 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)
- イ 提出期限 令和7年7月28日(月)午後5時(必着)まで
- ウ 提出場所 上記3の場所に同じ。
- エ 提出方法 持参又は郵送等(書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。)

(3) 技術提案参加資格要件の審査

申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、その旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

なお、不適合の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、上記3の宛先に入札参加資格がないとされた理由の説明を求める文書(任意様式)を提出することができる。

(4) 技術提案に当たっての質問の受付及び回答

- ア 受付期限 令和7年7月23日(水)午後5時(必着)まで
- イ 受付方法 「技術提案等に対する質問・回答書」(様式第2号)により提出すること。
なお、電話又は口頭による質疑には応じない。
- ウ 宛先 上記3の場所に同じ。
様式第2号を送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。
- エ 回答方法 本公告を掲載したウェブサイトには回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、セキュリティ上、明らかにすることが不適切なもの及び質問者に固有のもの並びにその他回答すること又は前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

5 技術提案手続等

(1) 技術提案書等の提出

技術提案参加者は、「農道施設カルテシステム開発業務に係る技術提案書等作成要領」（別添2）により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年8月7日（木）午後5時（必着）

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出書類 技術提案書 6部（1部袋綴じ、押印有）
見積書及び見積積算内訳 1部（参考様式1）

エ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）

(2) 技術提案書の説明

技術提案参加者は、(1)により提出した書類について、次のとおり説明を行わなければならない。

ア 開催日 令和7年8月18日（月）（予定）

イ 実施方法 対面形式とする。説明時間は、一者当たり20分程度（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）を予定し、プレゼンテーションの内容は、提案書の内容とする。開催時間、開催場所等については、追って参加者に対して通知する。

6 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

評価基準に基づき、5(1)の技術提案書等及びプレゼンテーションの内容を審査し、得点が最も高かった者を委託候補者に選定する。

なお、審査結果については、審査後、すみやかに書面により通知する。

(2) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された技術提案書等を基本として当該事業者と岡山県が協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) 諸規程の順守

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

7 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

(1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記4(2)のイの期限までに所定の申請書を提出しなかった者が提案したとき。

(2) 提案書が、上記5(1)のアの提出期限を越えて提出されたとき。

(3) 見積書が、上記1(4)の条件を満たさないとき。

(4) 提案者が、上記5(2)に規定する説明を行わなかったとき。

(5) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。

(6) 提案者が、上記2に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。

(7) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (2) 提出された技術提案書等の追加及び修正は認めない。ただし、説明会時における補足説明資料の配布については、この限りでない。
- (3) 提出する提案書は、技術提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 提案書の作成及び提案に関する説明（プレゼンテーション）に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 委託候補者決定後、内容について一部調整する場合がある。
- (9) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 本件は、業務委託契約書の作成を要する。
- (11) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。